破産手続廃止

平成２５年（フ）第３０６号
千葉県成田市三里塚御料１―317　レオパレスマロンアルブル202、開始決定時の住所千葉県成田市本三里塚18―３　レオパレスやなぎ荘第一212号室
破産者　石田　信夫
１　決定年月日　平成26年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３０９号
千葉県佐倉市染井野５丁目51番地２
破産者　平井　敏治
１　決定年月日　平成26年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３２８号
千葉県市川市八幡２丁目15番14号
破産者　有限会社アイ・ティ・オー
１　決定年月日　平成26年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３２９号
千葉県八街市富山1344番地19
破産者　伊藤　　隆
１　決定年月日　平成26年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第５２９号
埼玉県所沢市元町７番３号
破産者　株式会社真楽
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３００号
千葉県成田市橋賀台３丁目５番地　14棟204号
破産者　森泉　英夫
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第６９９９号
東京都墨田区京島１丁目１―１―1414
破産者　東田　有弘
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８０６号
福井県福井市宝永４丁目３番１号　三井生命福井ビル８階
破産者　湯船原開発株式会社
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３３号
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原1292番103
破産者　ＴＳ通商株式会社
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６０５号
神奈川県小田原市栄町１丁目20番８号
破産者　有限会社リズム
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１９８１号
名古屋市名東区本郷２丁目177番地第３幸楽ビル２Ｆ
破産者　株式会社カズ・クリエイト
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９１号
三重県名張市平尾3141番地11
破産者　有限会社中央陸整
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第９２号
三重県伊賀市服部町尾崎1788
破産者　セントラル自動車工業株式会社
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第１４５４号
京都市東山区大和大路通四条上ル廿一軒町236番地
破産者　有限会社カフェテラス縄手通り
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９６号
山口県宇部市恩田町３丁目３番15―５号
破産者　株式会社清光サービス
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第９号
千葉県匝瑳市川辺7254番地の５
破産者　有限会社マルサ水産
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１８１８号
横浜市神奈川区二ツ谷町４番地７
破産者　株式会社コタケ土木
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２８号
群馬県伊勢崎市曲沢町46番地１
破産者　有限会社トータル住環
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０号
金沢市駅西本町１丁目６番46号
破産者　有限会社ノヴァ総合研究所
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１５１号
静岡県富士市大渕4550番地の３
破産者　カラクニ工業株式会社
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１６１号
静岡県富士市南松野2675番地１
破産者　株式会社静岡バイゴー
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１７４号
静岡県富士宮市杉田173番地の２
破産者　株式会社ＩＴＲ
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部